

## 「資格情報のお知らせ、マイナンバー下4桁(個人番号) 確認のお願い」

### 今回、確認対象にならなかった方へ

(健保にて2024年10月8日時点で加入登録が出来ていない方、またはマイナンバーの確認が取れていない方。)

12月2日以降に改めて「資格情報のお知らせ」を郵送いたします。

その際は、マイナンバーの下4桁は表記されませんのでご注意ください。

## 「資格情報のお知らせ」に関するよくある質問

Q1 : 「資格情報のお知らせ」はどのようなときに使うのですか?

A1 : 医療機関にマイナ保険証のカードリーダーがないときや不具合等で使えないときマイナ保険証と一緒に医療機関に提示することで保険診療を受けられます。※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。

Q2 : 記載内容を確認したら破棄して良いですか?

A2 : 「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください。

Q3 : 今持っている健康保険証はいつまで使えますか?

A3 : 2024年12月2日をもって現在の健康保険証は廃止(新規発行終了。再交付も不可)となりますが、経過措置として最大1年間(2025年12月1日まで)はお持ちの健康保険証をご利用いただけます。

Q4 : マイナンバーカードを持っていない場合やマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない場合はどうなりますか?

A4 : 経過措置期間終了となる2025年12月1日までに、ご本人の被保険者(被扶養者)資格情報等を記載した「資格確認書」(カード)を当健保組合より交付予定です。医療機関に提示することで保険診療を受けられます。

**お問合せ先 : シナネン健康保険組合 03-6478-7818**